

市民環境常任委員会会議記録（概要）

平成23年9月13日（火）

開 会 午前9時00分

小林委員 遅れる旨の報告あり。

【議 事】

請願第6号 所沢市若松町のバッティングセンターの打球音による騒音
の改善指導を求める請願

休 憩 午前9時02分

再 開 午前10時00分

末吉委員長

初めに、本日は、参考人として、桑原 健一朗さんに御出席をいただいております。この際、参考人の方に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のためにご出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。さっそくですが、議事の順序等について申し上げます。初めに、桑原参考人に10分程度で意見を簡単に述べていただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。それでは、桑原参考人をお願いいたします。

【参考人意見】

桑原健一朗参考
人

まず始めに、本日このような意見を述べる場を設定していただいたことについて、請願者を代表いたしまして、委員長はじめ委員の皆様にお礼申し上げます。今回の請願に関しましては、所沢市議会に8つの会派があると聞いておりまして、全会派に今回の請願の内容につきましてご説明をいたしまし

た。その際、各議員の方々からはいろいろなご助言や励ましをいただき、また、全会派から紹介議員のご署名をいただきまして、たいへん感謝しているところでございます。さて、このバッティングセンターの打球音による騒音の改善指導を求める請願でございますが、請願の第一点目は、株式会社ヒーローズのヒーローズベースボールアカデミーバッティングセンターにおいて、午前11時、土曜と日曜日は午前10時からですが、夜10時まで発生している打球音による騒音の改善のために、地域の住民と株式会社ヒーローズ及び所沢市による騒音問題の解決に向けた継続的な三者協議の場を設置することを求めています。既に本年1月に開業しておりまして、現在営業しておりますので、営業権がございますから、これを一挙に解決することは非常に難しいと考えております。それで、継続的に三者協議を行なっていく中において、少しでも、打球音の消音とまではいかないでしょうが、減音等お互いの妥協点を見つけていこうと考えている次第でございます。この理由といたしましては、バッティングセンターの開発事業申請に対する、所沢市の不十分な審査及び指導を挙げております。株式会社ヒーローズが、準工業地帯とはいっても住宅地に囲まれた土地に、屋外のバッティングセンターを開設する申請に対して、所沢市は、騒音問題の発生が素人の我々でも容易に想定されるにもかかわらず、また、現地に行ってそこに立ってみれば目前に8階建てのマンションが建っており、これが所沢ハイコーポですが、より大きな騒音が想定されるにもかかわらず、周辺環境の保全について全く現地を

見ずに手続きを進めていった、このことを聞きまして、私も啞然といたしました。周辺環境の保全を審査するのに、なぜ、現地も見ないで、書類上だけで審査を進めていくのか、そしてそれがたぶん問題なしとなったのでしょうか。これにはたいへん驚きました。私も、40年間民間企業で働いておりまして、設備投資関係の審査等もしてはりましたが、現地を見ないで設備投資を審査するなど、全くありえません。一般の常識からは懸け離れています。この点に関して、責めているわけではなく、これからも所沢市内でこのような環境の審査をすることがあると思いますが、是非、今回の問題を参考にして、現地は見ていただきたい、現実を見ていただきたいと思います。それから、近隣関係者への指導もバッティングセンターと直接境界を接する数軒の一般の住民に説明するように指導し、大きな騒音被害が想定される、所沢ハイコーポを含む地域住民には全く説明が行なわれなかった。これも信じられない話ですが、やはり現地に行ってみればほんの50数メートルの所にある8階建てのマンションにも、説明が必要であると思うはずなのです。ところが、これも行なっていない。6月14日に環境対策課の青木副主幹と開発指導課長を訪ね、開発の経緯を口頭ですがお尋ねしたことがございました。その時も、現地を見たのでしょうかという問いに、行っていませんと答えておりました。現地に行けば、音は上に行くものだということは常識ですから、境界を接する数軒だけではなく、マンションを含む、もう少し広い範囲の住民に説明をする必要があったということが容易に想定されるはずなの

ですが、それもされていない。所沢市の環境対策課と開発指導課を責めているわけではありませんが、是非とも今後のこのような騒音問題等に、現地に行き、現場を見てもらいたい、それが理由でございます。第二点目は、所沢市は株式会社ヒーローズに対して騒音の改善に誠意をもって対処するよう指導を行なうことを求めています。これは、所沢ハイコーポ管理組合はバッティングセンターのゼネラルマネージャーである森様に、今年の6月12日に資料ナンバー1のバッティングセンター騒音防止のための要望書を手渡しました。内容は、設備や用具の改善、小さなお子さんのいる家庭からの要望である、営業時間の短縮等です。これに対する反応はなく、資料ナンバー2ですが、株式会社ヒーローズの代表取締役である堂國様に、要望書への回答依頼を送付いたしました。この中では、森マネージャーの行ったバットの改善の効果を認めた上で、バットの改善だけでこの騒音問題が解決するとは思えませんので、設備の改善や営業時間の見直しというような経営的判断も要請せざるを得ないと考えまして、株式会社ヒーローズ側の改善策、あるいは改善策への方向性について文書で回答していただくようお願いをいたしました。これが6月23日でございます。ところが、これについても反応がなく、こちらから催促したところ、7月7日に電話にて責任者でもない社員から、代表取締役からの伝言ということで、文書による回答はしない、バットの改善以外はやらない、という2点の伝言がございました。これは我々が2回も文書を出しておりますのに、責任もない一社員から電話によ

る伝言だけという、我々としては不誠実としか思いようがないようなことになりまして、これにつきましても法律的には無理でしょうが、誠実な対応をしてもらいたい、バット以外の設備等からも改善の方向性を見出していきたいということでございます。何度も申し上げますが、所沢市の対応を責めているわけではなく、今後の騒音等の環境問題に関しまして、事実を良く見てほしいということを訴えたいと思います。このバッティングセンターは、本年の1月に開業いたしました。寒いうちは各家庭も窓を閉めておりますので、騒音もさほどではなかったのですが、春になり窓を開けて生活するようになり、夏になって今年は特に節電のためにエアコンの使用を控えて窓を開けて生活しておりまして、夜10時までの打球音で各家庭が迷惑をしている状況でございます。最後に、営業中の法人に対しまして、マンションの管理組合から強く意見を申し出ることができませんので、是非、市のご協力をいただいて、三者協議を継続していく中において改善していく以外には策がございませんので、議会のお力添えもいただきまして、市のご協力をいただきまして、解決をしていきたいと考えております。

末吉委員長

ありがとうございました。以上で参考人の意見の開陳が終了しましたので、次に質疑を許します。なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。また、参考人は、委員に対して質疑することはできないことになっておりますので、ご了承願います。

【参考人への質疑】

小林委員

午前11時から午後10時まで営業しているということですが、音が強く感じられる時間帯はいつごろですか。

桑原参考人

今は夏でございます、暑い時間帯は来場者も少ないようです。夕方から午後9時くらいまで、日によっては午後10時までです。硬球と軟球が使用されていますが、硬球は甲高い音で軟球は鈍い音です。鈍い音を嫌がる住民もおります。

荒川委員

先日、この委員会で現地を見てきました。森マネージャーが説明をしてくださいましたが、参考人のお話の中に、バットの改善という話がありましたが、森氏の説明ではその他にもボールの改善等も行なっている旨の説明があったのですが、参考人はこの件を聞いていますか。

桑原参考人

バットの改善は具体的に伺っています。開業当初は、硬球用も軟球用も金属バットでしたが、森氏のご努力されて、軟球用には金属バットを使用せずにカーボンのバットに変更した。硬球用は金属バットの中にウレタン樹脂を入れ、響きを低減したと聞いております。ボールに関しては一切聞いておりません。

荒川委員

住民側の要望は消音等に向けた設備改善ということですが、バッティングセンター側は、費用面で設備改善には限界があると言っています。しかし、なんとか妥協点を見つけたい、近隣の住民の方々とも仲良くしていきたいとの思いがあるようです。参考人は、森氏と直接話をしたことはあるのですか。

桑原参考人

森氏とは何度もお話しておりますが、社長の堂國氏とはお会いしたことはございません。推測ですが、設備改善や営業時間の決定権は社長である堂國氏が持っているのかと思っております。

村上委員

いろいろな交渉や苦情の申し出でについて、窓口を一本化しているのでしょうか。

桑原参考人

管理組合の理事に申し出る人もおり、市役所環境対策課に申し出る人もおります。推測ですが、直接バッティングセンターに申し出ている人もいますかと思えます。

松本委員

関連ですが、参考人が組合の理事長ということですが、理事長に窓口を一本化する考えはありませんか。バッティングセンター側は、いろいろな電話等で煩わしさもあるかと思うのですが。マンション住民の方は皆さんがこの

件に関して理事長が動いているということをご存じなのでしょうか。

桑原参考人

毎月発行している所沢ハイコーポニュースという広報紙があるのですが、打球音の騒音に関しても4月号に掲載しましたし、この請願に関しましても掲載し周知しております。一本化についてですが、それをしなければならぬとは考えておりません。

松本委員

今後、三者協議の場が設定されたとしても、マンション側の窓口が一つになっていないと、直接意見を申し出る人がいては問題があるかと思ったのですが、参考人の考えはどうか。

桑原参考人

被害の状況等は既に出揃っていますし、改善していただきたいことも分かっている状況ですので、苦情といっても音がうるさいということです。所沢ハイコーポの中は一本化できると思いますが、近隣に若松町会がありまして、その会員の方にも今回の請願の署名をいただきましたが、こちらについてはあまり積極的に動いていただけなかったという現状があります。

荒川委員

三者協議の地域住民といった場合には、署名されてきた方全員というよりも、所沢ハイコーポ住民が中心ということになりますか。

桑原参考人

そのとおりです。近隣の戸建ての住民の方も我々が活動することで少しでも騒音問題が解決されるのであればいいなという雰囲気です。若松町会の方にも署名は積極的にしていただきましたが、自分たちが直接動くという状況ではなかったと感じております。

入沢委員

営業時間に関してのご希望があると思うが、具体的にどう考えていますか。

桑原参考人

具体的な時間は申し上げられないのですが、継続的な協議が実現すれば提案しようと思っている内容はありますが、例えば硬球の使用は午後8時以降はやめて欲しいとか、9時半ぐらいまでで閉めて欲しいとかいろいろ考えてはおりますが、現段階では具体化しておりません。

岡田委員

現地を見てきた中で、バッティングセンター側も看板の位置を下げたり、室内練習場では暑い時期でも窓を閉めて練習をしているなど、努力はしていると説明があったのですが、バットの改善以外の部分は説明を受けているのですか。

桑原参考人

室内練習場の件は、聞いております。

岡田委員

バットの改善によって、どのくらい音は変わったのでしょうか。

桑原参考人

資料ナンバー 5 に、屋上での騒音調査結果が記載してありますが、軟式のバットについてはレベルが減少しております。硬式につきましても若干レベルは下がっております。測定機器の数字では減少しておりますが、人間の耳で聞いた場合にはほとんど変化がないように感じております。

【参考人への質疑終結】

末吉委員長

この際、参考人に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。本日は、お忙しい中を本委員会のためにご出席いただき、貴重な意見を述べていただき、心から感謝いたします。本委員会といたしましては、ご意見を今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は、誠にありがとうございました。

(参考人退室)

休 憩 午前 11 時 32 分

再 開 午前 11 時 33 分

末吉委員長

本日は、参考人として、森 宝生さんに御出席をいただいております。この際、参考人の方に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のためにご出席いただき、誠にありがとうございました。

す。委員会を代表して心からお礼を申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。さっそくですが、議事の順序等について申し上げます。初めに、森参考人に10分程度でご意見を簡単に述べていただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。それでは、森参考人をお願いいたします。

【参考人意見】

森参考人

今年の1月15日に、バッティングセンターと子どもたちに野球を教えるアカデミーをオープンしました。当初は音に関しては、バックスクリーンをつけて音を外に出さないようにするくらいで、私たちも音はさほど出ないだろう、今までいろいろなバッティングセンターを見てきた中で、いやな音はそれほど出ないのではないかとということで営業しておりましたが、3月から電話等で、うるさいという苦情がありました。バックスクリーンをどうしたらよいかなどいろいろ検討しておりましたが、所沢ハイコーポの理事長と話し合った時に、金属バットの音が届くということで、最初にできることはバットだと考え、いろいろなメーカーに頼んで、音の響かないバット、音の小さくなるバットをいろいろ試し、現在もウレタンを注入した金属バットや、ミズノ株式会社製の中がゴムになっているバットを使ったり、ボールもなるべく早く変えたりしてきました。しかし、施設の問題に関しては、消音になるものがないかとということで一度ネット販売店に来てもらいましたが、今の

施設のコンクリート柱にワイヤーを掛けてネットをつけても突風が来るとコンクリート柱自体が倒れるだろうということで、大変なことになるのでやめました。バットを変える前に施設でできることであればよいのですが、施設を変えることは莫大なお金がかかり、会社としても今はそこまでは難しいだろう、できれば根拠となるボールとバットの音をどうにかしようということで、今も考えている最中です。

【参考人への質疑】

秋田委員

先日当委員会で視察したときにお聞きした話の中で、内外ゴム株式会社に音を吸収するボールをお願いしているということですが、いつごろ改良されたボールができてくるのですか。

森参考人

全くわかりません。メーカーとしてどこまでできるのか、ボールメーカーが改良できるのか、それもまだ回答はありません。

秋田委員

バットに関して、新たにメーカーと協議して、より音が出ないようにしていこうという打合せはしていますか。

森参考人

あくまでも金属バットが一番響くので、木を使おうということを考えていますが、軟式や硬式で木を使うと折れる可能性が高いです。折れたものが人に当たると大変なので、軟式に関しては硬式用のバットを軽くした折れにくいものを使うことも考えていますが、それでも折れる可能性が大きいので、心配しています。また軽量化することによってバットが弱くなるのではないかとあります。硬式用バットは約900グラム以上あり、大人が使う重さは約720グラムで、900グラムでは軟式では打てないと思いますが、900グラムのものを720グラムまで軽量化すると強度に問題が出るのではないかと考え、実現するかはわかりませんが、現在バットの中にカーボンを打ち込んだものをおいてあります。使いたいお客様には使っていたくという現状ですが、金属バットが主流なので、木のバットは使いたがらない人が多いです。硬式の場合は、購入して自分で打つのはよいのではないかとということで販売もしましたが、いつまでも販売すると仕入れもありますので、仕入れたときに販売しようと考えています。音の出ないバットはなく、必ず音が出てしまうので、音が小さくなるもの、響かないものを探していますが、現実的には絶対これは音が出ないというものはありません。

秋田委員

バットを改良したことでどのくらい経費がかかりましたか。

森参考人

50万円はくだらないと思います。今現在軟式で使っているバットが1本2万7,000円から3万7,000円で、子供用は2万5,000円ですが、使ってみたところ1箇月もちません。今回入れたものは、ゴムがはがれてウレタン部分が出てしまう状況で、1箇月もたないと営業的にもかなり厳しいものになると思います。この間カバーをつけましたが、取ってしまうお客さんが多いので、バットの寿命は約1箇月だと思います。金属バットですと3,4箇月はもつので、営業的にはこちらの方がよいのですが、音の問題がありますので、カーボンを使っていかなくてはいけないと思いますが、木に耐えられれば木は3分の1で済みます。安全面が把握できないところがありますので、難しいですが、できれば木に変えたい気持ちはあります。

秋田委員

先日当委員会で視察した中で、車がいたずらされたという話がありましたが、誰の車ですか。

森参考人

私の車です。バッティングセンターの前に午後3時頃まで駐車し、午後3時過ぎに借りている近隣駐車場に移動するのですが、傷つけられたのは移動した後で、午後3時過ぎから午後10時までの間です。その日は雨が降っていたので雨の中傷つけたのだと思います。数日前に私の携帯電話に個人名で、暴力団というような言い方で、車も家族もわかっており、いつでも殺し

にいくと言われてから数日後に車を傷つけられました。携帯電話は法人名で何台か契約しており、法人の中から私の携帯電話をピンポイントで見つけることは不可能なことだと思います。名刺に携帯電話の番号は書いてありますが、近隣の人にはあまり配っていないので、調べてわかるのか疑問ですが、家族、車、自宅を調べたと言われました。

秋田委員

新聞にキャンペーンの広告が入っていましたが、意図は何ですか。こういったことがあったからバッティングセンターに来る人が減ったからなのか、塾生を増やしたいからなのか。

森参考人

塾生を増やしたいのは当然で、また夏休みが終わって子どもが学校に行く時期に広告を出して少しでも安く打ってもらいたいというのが本心です。また、中学3年生は夏の大会で野球生活が終わり、目標としている高校野球があります、その間何もしないのが一番よくないことです。さらに、夏の大会が終わった後の中学生は大変伸びる時期で、そういう子供たちを教えることができればということで、中学3年生を対象にして募集をかけました。

亀山委員

3月頃から苦情が来たということですが、1、2月は窓を閉めていることが多く、3月頃から窓を開けるといように、季節によるものと考えますか。

森参考人

曇りや雨の日に苦情が来ることが多いです。やはり響くのだと思います。
晴れている日はあまり苦情が来ません。

亀山委員

これから少しずつ寒くなり窓が閉まるようになりますが、例えば硬式バットの使用はこの期間は何時までというように、季節ごとに対応を変えるという配慮はできますか。

森参考人

硬式は小学生はあまり打ちません。硬式を打つのは、もともと硬式野球をやっていた人や、中学校の高学年、高校生が多いです。クラブ活動の終了後等、硬式は遅い時間が多いです。

村上委員

以前新所沢にバッティングセンターがあり、野球の好きな人たちが来て遊戯のような形でやるという娯楽的な雰囲気でした。先日伺ったときには娯楽的な雰囲気ではないようでしたが、どういった方をターゲットとしていますか。

森参考人

野球の好きな人です。小学生、中学生が来て練習を一生懸命やっていく分

には良いと思いますが、ゲーム等を置いたりしてたまり場になった場合、野球と懸け離れてしまうので、そういう遊び心のある者は一切来ないという気持ちでやっております。

村上委員

娯楽で行く人のバッティングの音と普段から野球をやっている人のバッティングの音は違いますか。

森参考人

力のある大人の方は違ってきます。力のない方は芯に当たってもさほど音は高くなりませんが、ヘッドスピードのある人は高くなります。

小林委員

株式会社ヒーローズはほかにバッティングセンターがありますか。

森参考人

ありません。ここが最初です。

小林委員

ほかのバッティングセンターの騒音問題について聞いたことはありますか。

森参考人

大阪府の住宅密集地にある小さなバッティングセンターで、マンションの1階部分の住民から苦情が1回出たということは聞きました。その部分にブルーシートを張って対処し、その後は苦情はないようです。頻繁に苦情が来るというのは、バッティングセンターは約40年営業してきていますが、それ以外にはほとんどないと聞きました。

荒川委員

所沢ハイコーポの皆さんが代表取締役に変更書を出し、電話で回答があったということですが、今回出した請願の趣旨は、地域住民と株式会社ヒーローズと市の三者による協議の場を設置し妥協点を見つけていきたいというもので、賛同できるのではないかと思いますかどのように考えますか。

森参考人

所沢ハイコーポの理事長にもお話しましたが、それは構いません。代表取締役の堂國がそのような回答をしたということでしたが、社長という立場上利益を上げなくてはならず、まして費用等の面で施設の改良はできないという結論になっています。社長に要望すると結論が出てしまいます。私は子どもを教える立場上、近隣トラブルがあってはいけないということで、所沢ハイコーポの理事長に、社長に私の方からお願いすると言いました。社長という立場上社員も守らなくてはならない立場にいますので、私は中に入っても構わないという気持ちがありました。

入沢委員

開業したときに近隣住民にあいさつに行ったかと思いますが、何件くらい行きましたか。

森参考人

件数は多いです。建築確認をとる場合の説明すべき範囲です。住んでいる方は件数は少なかったのですが、隣にお墓があり、個人で所有しているという事で、そこに行きました。住民は、隣接しているところだけです

入沢議員

所沢ハイコーポも入っていますか。

森参考人

入っていません。敷地の2倍の範囲です。

秋田委員

騒音の数値を測定しているが、準工業地域において、測定した音は基準値以下なのか。

大澤環境対策課
長

基準が適用にならないので、基準がないということが前提です。仮に比較した場合でも、これだけをもって基準以下か基準を超えているかはいえませ

ん。相当測る必要があるためです。いずれにしても、もとは基準がないということです。

入沢委員

近所にあいさつに行く件について、役所から指導はありましたか。

森参考人

設計事務所が役所を担当しておりますが、設計事務所からは聞いておりません。

【参考人への質疑終結】

末吉委員長

この際、参考人に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。本日は、お忙しい中を本委員会のためにご出席いただき、貴重な意見を述べていただき、心から感謝いたします。本委員会といたしましては、ご意見を今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は、誠にありがとうございました。

(参考人退室)

休 憩 午前10時54分

再 開 午前10時55分

【質 疑】

村上委員

建築確認を取るときには、所管に意見を求めてくると思うが、このバッテ

イングセンターのときに担当課としてはどのような指導を行なったのか。

大澤課長

基準協議書が回ってきたときに、環境法令該当確認書ということで法令対象かどうかを確認し、非該当という書面をいただいています。

村上委員

所管としては、法令対象だったのか、法令対象外だったのか。

大澤課長

騒音だけでなく、大気汚染などありますが、すべて該当外でした。

村上委員

法令の対象外だったので、指示や意見をつけることはできないということか。

大澤課長

できないということではありませんが、今回の場合は特に意見は付しておりません。

小林委員

所沢ハイコーポの住民には近隣関係者への説明がなく、法令対象になるように株式会社ヒーローズは周辺の一部にあいさつにまわったということである。法令上の対象にならず、法的には適用しているということで、所沢ハイコーポには説明しなくてよいということになっていくのか。

大澤課長 近隣への説明については、開発指導課の指導でそのようにされています。
先ほどの法令対象外というのは、環境関連法令上の対象外の話です。

村上委員 建築確認申請上の説明責任の範囲を適用すると、所沢ハイコーポは入らないが、環境対策課の所管としては規制がないということか。

大澤課長 そのとおりと考えております。

荒川委員 騒音問題なので、三者協議の場の所沢市とは、開発担当課ではなく環境対策課ではないかと思う。規制対象ではなくても、騒音レベルに問題がないわけではないので、請願が採択された場合、担当窓口は環境対策課になると考えるかどうか。

大澤課長 これまでも三者で5回ほど話し合っており、今後も継続するという話し合いができています。環境対策課でできるだけお互いの接点を探そう努めていきたいと考えています。

松本委員 請願に、「騒音問題の解決に向けた継続的な三者協議」とあるが、環境対策課による所沢ハイコーポの調査地点は屋上である。窓を開けた家の中や、網戸にした家の中など、生活に密着した調査はしていないのか。

青木環境対策課

副主幹

今まで3回程測定を行なっていますが、一度理事長がお住まいの5階の部屋に入らせていただいて、ベランダで測定しました。日曜日の夕方4時頃でしたが、最大で約70デシベルという数値が出ています。家の中に入って調べればよいのですが、理事長の意向で屋上で測定しています。家の中に入らせていただくのは難しいので、屋上で測定しています。

岡田委員

1回目と2回目以降の測定場所が違うので比較が難しい。1階や廊下で測定することはできないのか。

青木副主幹

所沢ハイコーポの造りが廊下側は全部北側に面しているので、測定するのは住居側の南側のバルコニー等になります。

【質疑終結】

休 憩 午前11時3分

再 開 午前11時50分

【意見】

荒川委員

今回の事案は、法と条例の狭間にある問題です。市民の問題ではなく、行政処分という行政が介入している案件であり、これに議会がどう対応するの

か、これが我々に与えられた使命ではないかと思えます。こういう中で今回の請願要旨を見ても、関係三者の協議の場を設置してほしいということでもあります。こうした両者の協議の場に市が加わることは、請願が採択することによって、お墨付きを与えることにもなります。これまでの指導要綱や条例には含まれないものでありますから、そういう意味では、大きな力を与えるものと思われまます。お互いに妥協点を見つけていきたいというのが両者の考えである以上、この請願の採択を主張します。なお、今回の事例を機に、法と条例の狭間を埋めるための環境整備を求めます。

岡田委員

すでに三者協議を5回実施されており、株式会社ヒーローズ側もバットの改良等の誠意のある対応をされていることがわかりました。請願者側も規制対象事業所ではありませんので、一方的な主張ではなく今後も紳士的な対応で話し合いをしていただき、妥協点を見つけていただくよう申し添えて賛成いたします。

亀山委員

初期の段階で意思疎通がうまく行かず、そのまま今日に至ったようであります。静かな環境にいた住民の方が、突然のバッティングセンターの騒音により、戸惑い悩まれるその心情は理解できます。一方、株式会社ヒーローズの理念、野球に対する真摯な態度、また改善する努力をしている姿勢にも共感します。歩み寄りの方向性も感じられるので、今後も継続的に協議し、お

互いに妥協点を見つけていくよう努力をお願いしまして採択を主張いたします。

【意見終結】

【採 決】

請願第6号については、全会一致、採択すべきものと決する。

閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行なうことと決定した。

散 会 （午前11時53分）